

〔別 紙〕

様式 1

事業報告書

(自 令和 7 年 3 月 1 日 至 令和 8 年 2 月 28 日)

1 医療法人の概要

(1) 名 称 医療法人AKATSUKI

① ☐ 財団 ☒ 社団 (☒ 出資持分なし ☐ 出資持分あり)

② ☐ 社会医療法人 ☐ 特定医療法人 ☐ 出資額限度法人
☒ その他

③ ☒ 基金制度採用 ☐ 基金制度不採用

注) ①から③のそれぞれの項目 (③は社団のみ。) について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)

(2) 事務所の所在地 岐阜県可児市下恵土 78 番地 1

注) 複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。

(3) 設立認可年月日 令和 3 年 7 月 16 日

(4) 設立登記年月日 令和 3 年 8 月 2 日

(5) 役員及び評議員

	氏 名	備 考
理 事 長	柴田 暁晴	
理 事	柴田 愛実	
同	平野 琢起	
監 事	吉本昌史	

注) 1. 「社会医療法人、特定医療法人及び医療法第 4 2 条の 3 第 1 項の認定を受けた医療法人」以外の医療法人は、記載しなくても差し支えないこと。

2. 理事の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院 (医療法第 4 2 条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の管理者であることを記載すること。(医療法第 4 6 条の 5 第 6 項参照)

3. 評議員の備考欄に、評議員の選任理由を記載すること。(医療法第 4 6 条の 4 第 1 項参照)

2 事業の概要

- (1) 本来業務（開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種類	施設の名称	施設の医療機関コード 又は介護事業所番号	開設場所	許可病床数
診療所	しばた 歯科 可 児おとなこど も矯正歯科	2 1 3 3 1 0 0 7 8 0	岐阜県可児市下恵土 78 番地 1	無床

- 注) 1. 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者として管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。
2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を[]書で記載すること。
3. 介護老人保健施設又は介護医療院の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

- (4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和7年4月20日 令和6年度決算の決定

令和8年1月20日 令和8年度の事業計画及び収支予算の決定

様式 26-3

法人名 医療法人AKATSUKI

※医療法人整理番号

所在地 岐阜県可児市下恵土78番地1

財 産 目 録
(8年 2月28日現在)

1. 資 産 額	119,904 千円
2. 負 債 額	118,665 千円
3. 純 資 産 額	1,239 千円

(内 訳)	(単位：千円)
区 分	金 額
A 流 動 資 産	104,505
B 固 定 資 産	15,399
C 資 産 合 計 (A + B)	119,904
D 負 債 合 計	118,665
E 純 資 産 (C - D)	1,239

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))
建 物 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

様式26-1-2（新法：診療所を開設する医療法人）

法人名 医療法人AKATSUKI

※医療法人整理番号

所在地 岐阜県可児市下恵土78番地1

貸借対照表
(令和8年 2月28日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	104,505	I 流 動 負 債	70,787
II 固 定 資 産	15,399	II 固 定 負 債	47,878
1 有 形 固 定 資 産	10,524	負 債 合 計	118,665
2 無 形 固 定 資 産	0	純 資 産 の 部	
3 そ の 他 の 資 産	4,875	科 目	金 額
		I 資 本 剰 余 金	0
		II 利 益 剰 余 金	△ 37,861
		1 代 替 基 金	
		2 その他利益剰余金	△ 37,861
		III 評 価 ・ 換 算 差 額 等	0
		IV 基 金	39,100
		純 資 産 合 計	1,239
資 産 合 計	119,904	負 債 ・ 純 資 産 合 計	119,904

様式 2 6－2－2（診療所を開設する医療法人）

法人名 医療法人AKATSUKI

※医療法人整理番号

所在地 岐阜県可児市下恵土78番地1

損 益 計 算 書
(自 令和7年3月1日 至 令和8年2月28日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	450,400
2 事業費用	489,864
本来業務事業損失	39,464
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	0
2 事業費用	0
附帯業務事業利益	0
事業損失	39,464
II 事業外収益	9,634
III 事業外費用	253
経常損失	30,083
IV 特別利益	4
V 特別損失	6,750
税引前当期純損失	36,829
法人税等	72
当期純損失	36,901

(注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。

監 事 監 査 報 告 書

医療法人AKATSUKI会

理事長 柴田 暁晴 殿

私（注1）は、医療法人AKATSUKIの令和7会計年度（令和7年3月1日から令和8年2月28日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書（注2）の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和8年6月17日

医療法人AKATSUKI会

監事 吉本 昌史

（注1）監査人が複数の場合には、「私たち」とする。

（注2）社会医療法人債を発行する医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表」とする。